

随意契約結果表

担当課名	国保医療課		
案件名	国保納税通知書・窓空き封筒印刷		
案件の概要	国民健康保険税の納入通知書の印刷、印字、封入及び窓あき封筒印刷業務の契約		
随意契約の種類	単独随意契約		
契約年月日	令和7年4月17日	契約の相手方	塚田印刷(株)
契約金額	3,770,470円 (うち消費税相当額 3,427,700円)		
契約期間	契約を行った日 ~ 令和7年7月11日まで		
随意契約とした理由	<p>自治体情報システムの標準化対象20業務については、令和7年度末までに標準準拠システムへの移行が義務付けられ、国民健康保険については、移行時期が令和7年6月を予定していたが、国保中央会から令和7年3月末に納入通知書の最終様式が示され、納付書と一体型の通知書となり、現状の様式から変更することとなった。</p> <p>また、事前に納付書のバーコード及びOCRの読み取りテストが必要であり、その期間に1か月を要することから、遅くとも5月末にはテスト用の納入通知書の納品が必要であるため、入札に付する時間的余裕はない。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号(緊急の必要がある場合)の規定により、過去に納入通知書の印刷を請け負った実績があり、期間内に納品が行える塚田印刷(株)と単独随意契約を締結する。</p>		
随意契約とした法令根拠	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定による。</p> <p>(緊急の必要があるもの)</p>		

